

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 1 7 号

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成5年小牧市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（様式第1）」及び「（様式第2）」を削る。

第4条中「駐車施設<sup>設置</sup>承認（不承認）通知書（様式第3）により」を「その旨を」に改める。

第5条中「（様式第4）」を削る。

第6条中「（様式第5）」を削る。

第8条を削る。

第7条中「様式第6」を「別記様式」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出）

第7条 条例第12条第2項の規定により、駐車施設の廃止について市長に届け出ようとする者は、駐車施設廃止届出書2通を市長に届け出なければならない。

本則に次の1条を加える。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

様式第1から様式第5までを削る。

様式第6中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第7を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。